

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市福祉活動・福祉団体等補助金				補助金番号	C1-1		
所管部署	健康福祉部 健康福祉政策課							
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市福祉活動・福祉団体等補助金交付要項							
交付の目的	ひとり暮らし老人会や遺族会、障害者(児)団体等、福祉団体の活動をサポートしている社会福祉協議会を支援することにより、本市の地域福祉の向上に資する。							
補助対象経費	人件費、福祉団体助成金、独居老人会育成助成金など。							
補助率・補助額	その他							
交付先	枚方市社会福祉協議会							
開始年度	平成18 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7 年度末			
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助	○	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称						

2. 補助金の予算・決算等

(千円)					
	H31(R1)	R2	R3	R4	
予算額		5,741	5,804	5,650	5,522
決算額		5,741	5,402	5,444	
特定財源	国庫支出金	0	0	0	
	府支出金	0	0	0	
	その他	0	0	0	
	一般財源	5,741	5,402	5,444	
(件)					
交付実績		1	1	1	

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	本補助金は、枚方市社会福祉協議会が、ひとり暮らし老人会や障害者(児)団体等の各種福祉団体の円滑な組織運営を助成および育成援助し、活動支援業務を行うことにより、本市の地域福祉の向上に資することを目的として交付する。以上のことから、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	本補助金は、枚方市社会福祉協議会が、ひとり暮らし老人会や障害者(児)団体等の各種福祉団体の円滑な組織運営を助成および育成援助し、活動支援業務を行うことにより、本市の地域福祉の向上に資することを目的として交付する。以上のことから、当該補助金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	福祉団体を支援するための財源として必要不可欠なものであり、ニーズは高い。交付団体より毎年収支報告及び活動報告を求めることにより、継続的に高いニーズがあることを確認している。

有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	交付団体より収支報告及び活動報告を求め、円滑に団体運営を行っていることを確認している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	当事者の組織化を図ってきた社会福祉協議会に交付することが効果的であり、直接執行では団体との折衝・調整など、多大な時間と人件費を含む多くの経費を要する。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	社会福祉法に位置づけのある社会福祉協議会として、当事者組織を支援する活動への補助であり、他団体では実施困難。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	本補助金の対象となる経費は、必要な経費のうち、人件費、賃金、旅費、使用料及び賃借料、印刷製本費、手数料、保険料、事務費(通信運搬費、消耗品費、修繕料等)、補助金、その他市長が認める経費とすると要領で定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	本補助金の対象となる経費は、必要な経費のうち、人件費、賃金、旅費、使用料及び賃借料、印刷製本費、手数料、保険料、事務費(通信運搬費、消耗品費、修繕料等)、補助金、その他市長が認める経費とすると要領で定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	枚方市社会福祉協議会のホームページにおいて、収支状況が公開されている。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	補助金の使途は当該事業に限定されている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	決算書等で団体の財政状況を確認している。他市での実施状況や当該事業の実績や経費等からも勘案して、妥当な補助内容と判断している。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	改正・改善して継続
上記方向性を選択した理由	団体の解散や新規団体の設立等があり、公平性の確保に向けた見直しが必要。 公的な支援を受けることが困難な福祉団体をサポートしている社会福祉協議会を支援するために補助を行うものであり、本補助金を廃止すると、サポートしている各福祉団体の存続に直結することとなるなど、多大な影響を与えるものであり、早急な見直しは容易ではないと考える。今後、運営支援を継続しながら、当該団体への意見聴取を通じて検討を行っていく。
対応完了・廃止予定時期	令和7年度末

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市福祉サービス利用援助事業補助金				補助金番号	C1-2		
所管部署	健康福祉部 健康福祉政策課							
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市福祉サービス利用援助事業補助金交付要項							
交付の目的	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方に対して経済生活支援サービスを行い、在宅生活の安定と自立生活の支援、権利擁護を図る体制を整える。							
補助対象経費	事務費(旅費交通費・研修研究費・消耗品費など)。							
補助率・補助額	その他							
交付先	枚方市社会福祉協議会							
開始年度	平成9 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7 年度末			
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助	○	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称						

2. 補助金の予算・決算等

(千円)					
	H31(R1)	R2	R3	R4	
	予算額	12,936	14,406	15,131	16,729
	決算額	12,483	12,993	12,211	
特定財源	国庫支出金	0	0	0	
	府支出金	0	0	0	
	その他	0	0	0	
	一般財源	12,483	12,993	12,211	
(件)					
	交付実績	1	1	1	

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	認知症高齢者等が増加する中、権利擁護の取り組みは益々重要なものとなっており、当該補助金は広く市民の利益にも貢献する極めて公益性の高いものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	市民の権利擁護の取り組みであり、必要不可欠な事業である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	令和3年度末の契約件数は140件であり、今後、高齢者人口が増加する中、益々対象者の増加が見込まれる。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	当該補助金交付により、円滑に事業が行えている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	事業の実施は、社会福祉法の規程や国の通知により社会福祉協議会しかできないこととされている。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	社会福祉協議会による実施が規定されている。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	事業実施には、利用者収入と国・府からの収入が主で、不足分を交付している。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	補助金交付要項を策定しており、他市での実施状況や当該事業の実績や経費等からも勘案して、妥当な補助内容と判断している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	枚方市社会福祉協議会のホームページにおいて、収支状況が公開されている。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	補助金の使途は当該事業に限定されている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	決算書等で団体の財政状況を確認している。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	社会福祉法や国の通知に基づき、都道府県、指定都市の「社協事業」として、社会福祉協議会でしか実施できない事業となっている。また、今後、高齢者人口が増加する中で権利擁護の取り組みは市民の利益に貢献する極めて公益性も高い不可欠なものであり、現状のままで継続する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市献血推進事業補助金				補助金番号	C1-3				
所管部署	健康福祉部 健康福祉政策課									
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市献血推進事業補助金交付要項									
交付の目的	「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、市内における献血の推進と献血思想の普及を目的に関係機関・団体で組織された「献血推進協議会」を中心に各種啓発事業等を行う。									
補助対象経費	人件費、事務費、各校区への助成費。									
補助率・補助額	全額補助									
交付先	枚方市社会福祉協議会									
開始年度	昭和46 年度		終期年度		年度		サンセット期日		令和7 年度末	
補助金性質分類	制度的補助			団体運営補助			事業費補助		○	その他
法令等での義務付け	なし		法令等名称							

2. 補助金の予算・決算等

(千円)					
		H31(R1)	R2	R3	R4
予算額		5,514	5,758	5,671	5,609
決算額		5,514	5,653	5,555	
特定財源	国庫支出金	0	0	0	
	府支出金	0	0	0	
	その他	0	0	0	
一般財源		5,514	5,653	5,555	
(件)					
交付実績		1	1	1	

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	本事業は市内における献血の推進と献血思想の普及を目的に関係機関・団体で組織された「枚方市献血推進協議会」を中心に各種啓発事業等を行っている。以上のことから、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	本市における献血の推進と献血思想の普及を実現されるために各種啓発事業等を行うにあたり、補助金交付は不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	大阪府内では毎日約1,100人分の血液を必要としており、その多くは病気の治療のため定期的に使用されている。特に若年層の献血者は約20年前と比較すると半減している現状から、推進していく必要がある。

有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	交付先である社会福祉協議会に収支報告及び活動報告を求め、円滑に運営を行っていることを確認している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	直接執行では多大な時間と人件費を含む多くの経費を要することから、啓発事業等をスムーズに進めていくために、枚方市献血推進協議会の事務局を担う枚方市社会福祉協議会に交付することが適正かつ効果的である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	枚方市献血推進協議会の事務局を担う枚方市社会福祉協議会に交付することが適正である。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	本補助金の対象となる経費は、必要な経費のうち、人件費、賃金、旅費、委託費、負担金、使用料及び賃借料、印刷製本費、手数料、保険料、事務費(通信運搬費、消耗品費、修繕料等)、報償金、公課費、補助金、燃料費、その他市長が認める経費とすると要項で定めている。血液製剤の安定供給の確保および市民の保健衛生の向上の観点から、全額補助としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	本補助金の対象となる経費は、必要な経費のうち、人件費、賃金、旅費、委託費、負担金、使用料及び賃借料、印刷製本費、手数料、保険料、事務費(通信運搬費、消耗品費、修繕料等)、報償金、公課費、補助金、燃料費、その他市長が認める経費とすると要項で定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	枚方市社会福祉協議会のホームページにおいて、収支状況が公開されている。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	補助金の使途は当該事業に限定されている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	決算書等で団体の財政状況を確認している。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	公益性、必要性、有効性、公平性、妥当性が認められるため、引き続き補助制度を継続し、市内における献血の推進と献血思想の普及に寄与する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	民生委員協議会・日本赤十字社・共同募金会事務補助金				補助金番号	C1-4		
所管部署	健康福祉部 健康福祉政策課							
根拠名称 (交付規則以外)	民生委員協議会・日本赤十字社・共同募金会事務補助金交付要綱							
交付の目的	本市における民生委員児童委員協議会、日本赤十字社及び共同募金の活動が円滑に行われる環境整備に寄与し、もって社会福祉の増進を図る。							
補助対象経費	人件費、事業費							
補助率・補助額	全額補助							
交付先	枚方市社会福祉協議会							
開始年度	平成15 年度	終期年度	年度		サンセット期日	令和7 年度末		
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助	○	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称						

2. 補助金の予算・決算等

(千円)					
	H31(R1)	R2	R3	R4	
	予算額	35,245	35,452	34,742	34,311
	決算額	35,245	35,426	34,538	
特定財源	国庫支出金	0	0	0	
	府支出金	0	0	0	
	その他	0	0	0	
	一般財源	35,245	35,426	34,538	
(件)					
	交付実績	1	1	1	

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	本事業は、本市における民生委員児童委員協議会、日本赤十字社及び共同募金の活動が円滑に行われる環境整備に寄与し、もって社会福祉の増進を図ることを目的としていることから、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	民生委員児童委員協議会、日本赤十字社及び共同募金の活動を円滑に行うために、当該補助金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う民生委員児童委員協議会および赤十字奉仕団、枚方地区募金会の事務を支援しつつ、住民の生活状態の把握に努め、福祉の増進を図るための活動、いわば地域福祉活動の担い手としての役割を果たしている。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	交付先である社会福祉協議会に収支報告及び活動報告を求め、円滑に事業を推進していることを確認している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	直接執行では構成員や府支部等との調整や日頃の事務に多大な時間と人件費を含む多くの経費を要する。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	枚方市民生委員児童委員協議会、枚方市赤十字奉仕団事務局、枚方地区募金会の事務を担う社会福祉協議会に交付することが効果的である。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	本補助金の対象となる経費は、民生委員児童委員協議会、日本赤十字社および共同募金に係る事務の実施に要する額と要綱で定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	本補助金の対象となる経費は、民生委員児童委員協議会、日本赤十字社および共同募金に係る事務の実施に要する額と要綱で定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	枚方市社会福祉協議会のホームページにおいて、収支状況が公開されている。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	補助金の使途は当該事業に限定されている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	決算書等で団体の財政状況を確認している。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	公益性、必要性、有効性、公平性、妥当性が認められるため、引き続き補助制度を継続する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市保護司会運営事務補助金				補助金番号	C1-5		
所管部署	健康福祉部 健康福祉政策課							
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市保護司会運営事務補助金交付要項							
交付の目的	罪を犯した市民の更生援助と犯罪・非行を防止し、地域社会の安全及び住民福祉の向上を図るため、保護司会の活動を補助する。							
補助対象経費	人件費、交通費、消耗品費、通信運搬費など。							
補助率・補助額	全額補助							
交付先	枚方市社会福祉協議会							
開始年度	平成21 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7 年度末			
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助	○	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称						

2. 補助金の予算・決算等

(千円)					
	H31(R1)	R2	R3	R4	
	予算額	8,464	8,816	8,666	8,594
	決算額	8,464	8,627	8,528	
特定財源	国庫支出金	0	0	0	
	府支出金	0	0	0	
	その他	0	0	0	
	一般財源	8,464	8,627	8,528	
(件)					
	交付実績	1	1	1	

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	本事業は、罪を犯した市民の更生援助と犯罪・非行を防止し、地域社会の安全及び住民福祉の向上を図るため、保護司会の活動を補助することを目的としていることから、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員である保護司が円滑に活動するために、当該補助金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	罪を犯した市民の更生援助と犯罪・非行を防止し、地域社会の安全及び住民福祉の向上を図る保護司の活動は、公共の福祉に寄与するものである。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	交付先である社会福祉協議会に収支報告及び活動報告を求め、円滑に事業を推進していることを確認している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	保護司会の事務局を担う社会福祉協議会に交付することが効果的であり、直接執行では団体との調整や社会を明るくする運動の開催等、多大な時間と人件費を含む多くの経費を要する。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	本市における保護司会の活動が円滑に行われる環境整備に寄与し、社会福祉の増進を図ることを目的として保護司会事務局の運営を行う社会福祉協議会に交付することが効果的である。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	本補助金の対象となる経費は、必要な経費のうち、人件費、賃金、賃借料、事務費（通信運搬費、消耗品費、旅費交通費等）、助成金、その他市長が認める経費とすると要項で定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。（補助金交付要綱の整備など。）	✓	本補助金の対象となる経費は、必要な経費のうち、人件費、賃金、賃借料、事務費（通信運搬費、消耗品費、旅費交通費等）、助成金、その他市長が認める経費とすると要項で定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。（ホームページでの補助制度の公表など）	✓	枚方市社会福祉協議会のホームページにおいて、収支状況が公開されている。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	補助金の使途は当該事業に限定されている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	決算書等で団体の財政状況を確認している。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	公益性、必要性、有効性、公平性、妥当性が認められるため、引き続き保護司会運営事務に対する補助制度を継続する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方・交野地区更生保護サポートセンター支援補助金				補助金番号	C1-6		
所管部署	健康福祉部 健康福祉政策課							
根拠名称 (交付規則以外)	枚方・交野地区更生保護サポートセンター支援補助金交付要綱							
交付の目的	枚方・交野地区保護司会に対し、枚方・交野地区更生保護サポートセンター支援補助金を交付することにより、更生保護の推進に寄与することを目的とする。							
補助対象経費	枚方・交野地区更生保護サポートセンターの施設の共益費その他の建物の維持管理に要する経費							
補助率・補助額	全額補助							
交付先	枚方・交野地区保護司会							
開始年度	平成25 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7 年度末			
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助	○	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称						

2. 補助金の予算・決算等

(千円)					
	H31(R1)	R2	R3	R4	
	予算額	911	911	911	914
	決算額	302	291	261	
特定財源	国庫支出金	0	0	0	
	府支出金	0	0	0	
	その他	0	0	0	
	一般財源	302	291	261	
(件)					
	交付実績	1	1	1	

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	本補助金は、地域における関係機関・団体及び地域住民との連携を強化し、保護司の処遇活動の展開をはじめ、更生保護の諸活動の一層の充実を図るため、更生保護サポートセンターを更生保護活動の地域拠点として運営することを目的としており、広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	更生保護サポートセンターの維持管理において、当該補助金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	罪を犯した市民の更生援助と犯罪・非行を防止し、地域社会の安全及び住民福祉の向上を図る保護司の活動は、公共の福祉に寄与するものであり、更生保護サポートセンターはその拠点である。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	交付先である保護司会に収支報告及び活動報告を求め、適切にセンターを運営していることを確認している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	直接執行では保護司会との調整等に多大な時間と人件費を含む多くの経費を要するため、補助金交付が適正である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	更生保護サポートセンターを更生保護活動の地域拠点として運営する保護司会に交付することが効果的である。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	補助金の額は、施設の共益費その他の建物の維持管理に要する経費の額から補助対象事業の実施に係る収入の額を控除して得た額としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	枚方・交野地区保護司会のホームページ上での要綱の公開について、令和5年度の公開に向けて保護司会事務局と調整を行っている。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	補助金の使途は当該事業に限定されている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	決算書等で団体の財政状況を確認している。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	公益性、必要性、有効性、公平性、妥当性が認められるため、補助制度を継続する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	骨髄バンクドナー事業助成金				補助金番号	D1-1		
所管部署	健康福祉部 健康福祉政策課							
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市骨髄バンクドナー支援事業実施要綱、枚方市骨髄バンクドナー支援事業実施要領							
交付の目的	骨髄・末梢血幹細胞提供者(ドナー)およびドナーが従事している事業所に対して、助成金を交付することにより、ドナーが骨髄等を提供しやすい環境を整え、もって骨髄等の移植の推進をはかることを目的とする。							
補助対象経費	ドナーが通院(検査)・入院に要した日数に2万円(事業所の場合は1万円)を乗じて得た額を助成。							
補助率・補助額	その他							
交付先	個人・事業所							
開始年度	令和2 年度	終期年度		年度	サンセット期日	令和7 年度末		
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助		その他	○
法令等での義務付け	なし	法令等名称						

2. 補助金の予算・決算等

(千円)					
		H31(R1)	R2	R3	R4
予算額		—	1,150	1,125	1,050
決算額		—	361	350	
特定財源	国庫支出金	—	0	0	
	府支出金	—	0	0	
	その他	—	0	0	
	一般財源	—	361	350	
(件)					
交付実績		—	ドナー2件/事業所1件	ドナー2件/事業所1件	

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	ドナーが骨髄等を提供しやすい環境を整え、もって骨髄等の移植の推進をはかることを目的としており、当該助成金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	ドナーやドナーが勤務する事業所は、骨髄等の移植に係る金銭的な負担軽減が図れるため、当該助成金は骨髄バンクドナー支援事業の推進において必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	当該制度開始以降、毎年申請を受け付けている。また、他市からの問い合わせも多く、社会情勢においてニーズが高まっているといえる。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	骨髄/バンク登録者数が増加していることを毎年確認している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	骨髄等の移植を推進するためには、ドナーおよびドナーが従事している事業所に助成金を交付するのが適正かつ効果的である。また、通院等の日数に応じた助成金額となっており、上限を設けている。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件に該当する複数の個人・事業所を助成金交付対象としている。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	通院等の日数に応じた金額となっている。また、上限を設けている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	実施要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページで公表している。

②補助金性質分類別の視点

[その他]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	他の類似制度と重複が無いか確認した。	✓	ホームページ等で類似制度が無いことを確認した。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を選択した理由	公益性、必要性、有効性、公平性、妥当性ともに認められるため、引き続き助成制度を継続する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方休日歯科急病診療所運営補助金				補助金番号		D1-10			
所管部署	健康福祉部 健康福祉政策課									
根拠名称 (交付規則以外)	決裁									
交付の目的	本市の休日における歯科急病診療需要に応えるため、枚方市歯科医師会が行う休日歯科急病診療運営に対して補助。									
補助対象経費	人件費等、診療所の運営に要する経費									
補助率・補助額	その他									
交付先	枚方市歯科医師会									
開始年度	昭和62 年度		終期年度		年度		サンセット期日		令和7 年度末	
補助金性質分類	制度的補助			団体運営補助			事業費補助		○	その他
法令等での義務付け	なし		法令等名称							

2. 補助金の予算・決算等

(千円)					
	H31(R1)	R2	R3	R4	
	予算額	11,000	11,000	16,000	20,690
	決算額	11,000	11,000	14,825	
特定財源	国庫支出金	0	0	0	
	府支出金	0	0	0	
	その他	0	0	0	
	一般財源	11,000	11,000	14,825	
(件)					
	交付実績	1	1	2	

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	休日における歯科急病診療需要に応えることを目的に、歯科医師会が開設している休日歯科急病診療所を補助するものであるため、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	第5次総合計画の取り組み方向「住み慣れた地域で必要な医療が受けられる地域医療の充実を図るなど、市民の医療ニーズに適切に対応できる医療体制の構築」のため、当該補助金は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	運営費を補助し、全ての休日において診療を行うことで、年間約700人の歯科急病診療の需要に応えていることから、高いニーズがある。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	年間約700人の患者が受診しており、広く市民の歯科急病診療の需要に応えていることから、当該補助金交付の効果があるといえる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	休日歯科急病診療所の運営が枚方市歯科医師会によるものであり、専門性の高い事業であるとともに、医師の確保等を円滑に行い体制を維持するためには、補助金交付がより適正で効果的な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	本件業務の専門性及び歯科医師確保の観点から枚方市歯科医師会への交付が適当である。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	一部補助である。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	「枚方市補助金等交付規則」に基づき、市長が適当と認める対象経費の実支出額から実収入額を差し引いた額を補助している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	市の決算書で補助金額の実績が公表されている。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	広く市民の休日における歯科急病診療の需要に応えることに限定した補助事業である。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	枚方市歯科医師会からの決算書から、休日歯科急病診療所の運営を維持するためには、補助金交付が必要であると客観的に認められる。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を選択した理由	救急医療は不採算であり、継続的に休日の歯科診療を提供するには安定した経営基盤が必要である。 年間約700人の歯科急病診療の需要があり、休日歯科急病診療に対するニーズは大いにあるといえる。 また、第5次総合計画の取り組み方向である「市民の医療ニーズに適切に対応できる医療体制」の構築をはかるためにも継続が必要である。
対応完了・廃止予定時期	